

訪問看護サービス重要事項説明書
訪問看護サービス契約書

介護保険サービス

医療法人社団 三好内科医院

訪問看護サービス重要事項説明書

利用者さまに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、三好内科医院があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者(法人)名称	医療法人社団 三好内科医院
主たる事業所の所在地	〒761-0442 香川県高松市川島本町 431-5
代表者名	三好 康夫
電話番号	TEL 087-848-2288 FAX 087-848-4987

介護保険法令に基づき高松市長から指定を受けている事業所名称(指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき高松市長から指定を受けている居宅介護サービスの種類
三好内科医院 (3710115894)	みなし指定訪問看護

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	三好内科医院(以下「事業者」という。)が提供する。訪問看護の事業(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項をさだめ、訪問看護員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の訪問看護員は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をおこなう。 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保険・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで（左記時間外でも要相談にて対応可能）

4. サービスの内容

- (1) 身体状況や病状の観察
- (2) 清潔の援助 → 清拭、洗髪、入浴介助、口腔ケア、足浴手浴など
- (3) 食事の援助 栄養管理
- (4) 排泄の援助 → 排泄や失禁に関する対策と指導
- (5) 必要な医療処置、医療器具の管理指導、日常生活に必要な動作の訓練
- (6) 機能訓練などのリハビリテーション
- (7) 生活指導
- (8) 福祉サービスなどの社会資源の紹介
- (9) ターミナルケア

5. 利用料

	単位数	自己負担	
訪問看護Ⅱ 1(20分未満)	226単位 ※266 単位	230円	1回の訪問につき
訪問看護Ⅱ 2(30分未満)	339単位 ※399 単位	346円	1回の訪問につき
訪問看護Ⅱ 3 (30分以上60分未満)	488単位 ※574 単位	498円	1回の訪問につき
訪問看護Ⅱ 4 (60分以上90分未満)	717単位 ※844 単位	732円	1回の訪問につき

- 区分支給限度基準額を計算する際には、(※単位) を用いる。
- 夜間・早朝加算（6時～8時、18時～22時） 基本単位数×1.25倍
- 深夜加算（22時～6時） 基本単位数×1.5倍
- 准看護師がサービスを行う際には、上記の90%で算定する。
- 自己負担額
単位数に地域区分(7級地 10.21円)×介護保険負担割合(1割・2割・3割)になります。

◆症状によって下記の料金が加算されます

特別管理加算 I	500単位	510円	1ヶ月につき
特別管理加算 II	250単位	255円	1ヶ月につき
緊急時訪問看護加算 I	325単位	331円	1ヶ月につき
ターミナルケア加算	2000単位	2042円	1回
退院時共同指導加算	600単位	612円	初回訪問時
初回加算	300単位	306円	初回訪問時
看護・介護職員連携強化加算 (特定業務)	250単位	255円	

交通費は 必要ありません。
 実費 _____ 円です。

- ① 訪問看護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割および2割および3割をお支払いいただきます。
 但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から9割分の払い戻しを受ける方法)の方の方法をご希望の場合は、お申し出ください。
- ② 提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ③ 当事業者は、あなたに対し、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- ④ 毎月の利用料は、

翌月 27 日までに指定口座引き落とし処理になります。口座残額を確認下さい。引き落とし不能発生時荷は、翌月 10 日までに、三好内科医院までご持参下さい。

キャンセル料

訪問看護サービスをキャンセルした場合には、以下の通りのキャンセル料をいただきます。

当日のキャンセル：利用料自己負担分の 100 %

その他

- ・年金等の管理、金銭の貸借などを行うことはできません。
- ・利用者以外の看護はできません。

6. 秘密保持

- 1 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

7. 相談窓口および苦情申立窓口

1. サービスに関する相談、苦情及び要望等(以下、「苦情等」とします。)については、下記の窓口にて対応致します。苦情等については、真摯に受け止め、認識を持って問題の解決に臨み、対応内容は、これを記録及び保存し、常にサービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとしませぬ。
2. 苦情等対応の基本手順
 - ①苦情等の受付、②相談責任者への報告、③状況の確認、④苦情等解決に向けた対応の実施
 - ⑤再発防止及び改善の措置、⑥苦情等申立者への改善状況の確認
3. 相談窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 ご利用方法	平日 電話 面接	午前 8:30～午後 5:30 087-848-2288 院長 三好 康夫 場所 三好内科医院
国民健康保険団体 連合会 介護保健室 高松市役所介護 保険課	ご利用時間 ご利用方法	平日 電話 面接 電話	午前 9 時～午後 6 時 087-822-7435 場所 国民健康保険連合会 介護保健室 087-839-2326

8. 損害賠償

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。【重要事項説明書】7項に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、利用者に過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合には、損害賠償責任を減ずることができるものとします。

● 事故発生時の対応 ●

(1)当事業所は、利用者に対するサービスの提供により発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。

(2)事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

緊急時には、利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	医療法人社団 三好内科医院
	所在地	〒761-0442 高松市川島本町 431-5
	電話番号	087-848-2288
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

【 損害賠償がなされない場合 】

事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合に事業者は、損害賠償責任を免れます。

- 一、利用者が、利用締結時にその疾患および身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 二、利用者もしくは利用者の家族等が、訪問看護サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 三、利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由により損害が発生した場合。
- 四、利用者又は利用者の家族等が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

9. 虐待防止

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

サービス契約の締結にあたり、重要事項説明書を2通作成し、上記により重要事項を説明した上で1通を利用者に交付致しました。

令和 年 月 日

所在地 〒761-0442 香川県高松市川島本町 431-5

名称 三好内科医院

代表者 三好 康夫

印

説明者

印

電話 087-848-2288

FAX 087-848-4987

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け、サービス提供の開始に同意した上で、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者様 住所

氏名

印

電話

家族代表 (家族以外の利用者代理人及び署名代行の場合も含みます。)

住所

氏名

印

ご利用者との関係

訪問看護サービス契約書

利用者 _____ 様

事業者 三好内科医院

名 _____ 様(以下、「利用者」とします。)利用者と三好内科医院(以下「事業者」とします)は利用者に対して事業者が提供する訪問看護サービス、(以下、「サービス」とします。)について次のとおり本契約(以下「契約」とします。)を締結します。

第1条【 訪問看護サービス契約の目的 】

- 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。
- 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、及び本契約書末尾にその写しが添付されている、利用者の被保険証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。
- 利用者は、事業者からサービス提供を受けたときは、事業者に対し、別紙サービス内容説明書の記載に従い利用料自己負担分を支払います。

第2条【 契約期間 】

- 本契約の期間は、

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 とします。

上記契約期間満了日の7日以上前にお客様から更新拒絶の申し出がない場合、本契約は更新されたものとします。

利用者から更新拒絶の意思が表示された場合は、三好内科医院 訪問看護は、他事業者の情報を提供する等必要な措置をとります。

- 本契約に定めることにしたがって、当時業者が提供する訪問看護のサービスを利用できます。

第3条【 訪問看護サービスの提供と計画変更の援助 】

事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

第4条【 サービス内容の変更 】

事業者が提供する訪問看護サービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険法適用の有無については、別紙サービス内容説明書の通りです。

- 利用者は、いつでも訪問看護サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。
事業者は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する訪問看護サービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに訪問看護サービスの内容を変更します。
- サービス内容を変更した場合、新たにサービス内容説明書を交わします。

第5条【 介護保険の適用を受けないサービスの説明 】

事業者が提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

第6条【 サービス内容等の記録作成・保存 】

(訪問看護計画作成・変更)

- 1 事業者のサービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、訪問看護計画書を作成し、5年間保管します。
- 2 訪問看護計画書には、訪問看護サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 訪問看護計画は、居宅サービス(ケアプラン)が作成されている場合は、その内容によって作成します。
- 4 事業者のサービス提供者は、訪問看護計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該訪問看護計画の変更を行います。又、居宅サービス計画(ケアプラン)の変更に伴い訪問看護計画の変更も必要となる場合には、速やかに当該訪問看護計画を変更します。
- 5 利用者は事業者に対し、いつでも訪問看護計画書を変更するよう申し出ることが出来ます。
事業者は利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うように計画を変更します。
- 6 事業者のサービス提供者は、訪問看護計画書を作成し又は変更した際には、利用者及び利用者の家族に対し、その内容を説明します。提供する訪問看護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

第7条【 支払方法 】

利用者は、利用料その他自己の支払うべき費用の支払い方法について、事業者指定による銀行の引き落とし処理を厳守します。

第8条【 利用料の滞納 】

- 1 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて期間内に滞納額の支払いがないときは、本契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 利用者は、前項の催告をした場合には、利用者様担当の介護支援専門員、利用者様が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も利用者様の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、本契約を解除することができます。

第9条【 サービスの中止・キャンセル料 】

利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知することで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することが出来ます。サービス実施日の前営業日の午後5時まで通知することなくサービスの中止を希望した場合に事業者は利用者に対し、サービス重要事項説明書に定めるところによりキャンセル料金を申し出る場合があります。

第10条【 利用者の解約権 】

利用者は、事業者に対し、いつでも本契約の解約を申し入れることができます。
この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に本契約は解除されます。

第11条【 利用者の解除権 】

利用者は以下の場合には、直ちに本契約を解除できます。

- 一 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める訪問看護サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合。
- 二 事業者が第16条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

第12条【 事業者の解除権 】

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この訪問看護サービス利用契約の目的を達することが著しく困難になったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって本契約を解除します。

第13条【 契約の終了 】

次の各項のいずれかに該当する場合には、本契約は終了します。

- 一 利用者様が死亡したとき。
- 二 第10条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされたとき。
- 三 第11条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 四 第12条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 五 利用者が介護保健施設へ入所した場合。
- 六 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合。
- 七 利用者の要介護状態区分が、要支援とされた場合。

第14条【 損害賠償 】

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害にて賠償する責任を負います。第16条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、利用者に過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合には、損害賠償責任を減ずることができるものとします。

● 事故発生時の対応 ●

- (1)事業者は、利用者に対するサービスの提供により発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。
- (2)事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

第15条【 損害賠償がなされない場合 】

事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合に事業者は、損害賠償責任を免れます。

- 一、利用者が、利用締結時にその疾患および身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 二、利用者もしくは利用者の家族等が、訪問看護サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 三、利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- 四、利用者又は利用者の家族等が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為により損害が発生した場合。

第16条【 秘密保持 】

- 1 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、お客様に対する訪問看護の提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、三好内科医院の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者様の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。

第17条【 苦情処理 】

- 1 利用者又は利用者の家族は、提供された訪問看護サービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者に提供した訪問看護サービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速・適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第18条【 天災等不可抗力 】

- 1 本契約の有効期間中、地震、噴火その他天災等、事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスを提供出来なくなった場合には、利用に対してサービスを提供する義務を負わないものとします。
- 2 前項の場合においても、利用者は既に利用されたサービスについては、所定のサービス利用料金を会社に支払うものとします。

第19条【 利用者代理人 】

- 1 利用者代理人は、原則として家族を代表するものとし、利用者の意向を尊重するものとします。
- 2 利用者代理人は、利用者と連携して、事業者に対する料金の支払いを含めた一切の責務についての責任を負うものとします。
- 3 利用者代理人に関して、事業者が認める場合に限り、選任しない場合もあるものとします。

第20条【 身分証携行義務 】

訪問看護のサービス従事者は常に身分証を携行し、初回訪問時、および利用者、または利用者の家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第21条【 協議義務 】

利用者は事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第22条【 合意管轄 】

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

第23条【 契約外条項 】

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます

以上のとおり、契約書第16条に同意し、契約が成立したことを証するために、本契約書を2通作成し、利用者及び三好内科は記名押印の上、各自1通ずつ保有することとします。なお、私は 三好内科医院訪問看護から訪問看護サービスについての『重要事項説明書』の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者様 住所
氏名 印
電話

代筆者 住所
〈代理人〉 氏名 印
ご利用者との関係

事業者

所在地 〒761-0442 香川県高松市川島本町 431-5
名称 三好内科医院
代表者 三好 康夫 印
説明者 印
電話 087-848-2288
FAX 087-848-4987

訪問看護サービスに係る加算についての説明・同意書

□ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算(Ⅰ) 500 単位 (重症度が高い)	特別管理加算(Ⅱ)250 単位
在宅悪性腫瘍患者指導管理在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

□ 緊急時訪問看護加算Ⅰ [325 単位]

利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。

看護師等以外の職員が利用者又は家族等からの電話連絡を受ける場合の体制

- ① 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルを整備しています。
- ② 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行え、体制及び緊急の訪問看護が可能な体制を整備しています。
- ③ 当該訪問看護の管理者は、連絡相談を担当する看護師職員の勤務体制及び勤務状況を把握しています。
- ④ 看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保又は看護師へ報告。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録をしています。

●対応者は、事前にシフト表において担当を決め、24時間対応体制における看護業務の負担軽減を考慮して、以下の取組も実施します。

- I 夜間対応(連絡相談対応係)に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで
- II 夜間勤務の二重を踏まえた勤務体制の工夫

□ ターミナルケア加算 [2000 単位]

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

□ 退院時共同指導加算 [600 単位]

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

□ 初回加算 [300 単位]

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

□ 看護・介護職員連携強化加算 [250 単位]

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合（介護予防は対象外）に加算されます。

私(利用者及びその家族)は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算する事に同意します。

令和 年 月 日

利用者様	住所	
	氏名	印
	電話	
家族代表	（家族以外の利用者代理人及び署名代行の場合も含みます。）	
	住所	
	氏名	印
	ご利用者との関係	

医療法人社団 三好内科医院

〒761-0442 香川県高松市川島本町 431-5
TEL 087-848-2288 FAX 087-848-4987
介護保険事業所番号 3710115894